

久留米総合病院附属介護老人保健施設

短期入所療養介護 重要事項説明

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 久留米総合病院附属介護老人保健施設
- ・開設年月日 平成 8年 5月 7日
- ・所在地 福岡県久留米市櫛原町 21 番地
- ・電話番号 0942-33-1211 ・ファックス番号 0942-31-3551
- ・管理者名 施設長 松 隈 則 人
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4052280114号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の方の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[久留米総合病院附属介護老人保健施設の運営方針]

当施設は明るい家庭的な雰囲気の中、利用者の方の心身の特性に応じた看護・介護ケア及び機能訓練等のサービスを適切に提供するように努めます。

地域と家庭との連携を重視した運営に心がけ、これら利用者が家庭への復帰をめざし、生きがいをもって療養生活を送ることができるよう努めます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	兼務	夜 間	業務内容
・施設長	1		1		施設管理
・副施設長	1				施設管理
・医師			7		診療
・看護職員	1 2			1	看護
・薬剤師			1		調剤
・介護職員	2 9	8		3	介護
・支援相談員	2				利用相談等
・理学療法士	3				理学療法
・作業療法士	4				作業療法
・機能訓練員	1				マッサージ
・管理栄養士	1				栄養管理
・介護支援専門員			5		ケアプランの作成
・事務職員	3				施設管理
・技能員		2			営繕・利用者送迎
・居宅介護支援センター	2				在宅介護ケアマネジメント

- (4) 入所定員
- ・定員 90 名 (うち認知症専門棟 0名)
 - ・療養室 個室 10室 2人室 2室 4人室 19室

- (5) 通所定員 45名

2. サービス内容

- ① 短期入所療養（介護予防短期入所療養）介護計画の立案
- ② 栄養ケア・マネジメント計画の立案
- ③ 食事（原則として食堂で召し上がっていただきます。）
 - 朝食 8時00分～ 9時00分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - おやつ 15時00分～15時30分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ④ 入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 理美容サービス（原則月2回ご利用いただけます。第1・3月曜日）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

併設医療機関	独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院
	電話 0942-33-1211
診療科目	内科 外科 形成外科 整形外科 産婦人科 泌尿器科 麻酔科/ペインクリニック内科 眼科 皮膚科 放射線科（画像診断） 放射線科 総合診療科 女性総合診療科 精神科（リエゾン） 腎センター

当施設では、下記の病院や歯科診療所にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 医療法人社団堀川会 堀川病院
 - ・住所 福岡県久留米市西町510番地
 - ・電話 0942-38-1200
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 豊田歯科医院
 - ・住所 福岡県久留米市御井町2342番地3
 - ・電話 0942-43-6406
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 あいかわファミリー歯科
 - ・住所 福岡県久留米市合川町53番地1
 - ・電話 0942-48-2488

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会

感染症感染拡大防止から面会制限を行うことがあります。
面会時間や面会頻度についてはお問い合わせください。

- ・ 外出・外泊

感染症感染拡大防止から外出・外泊制限を行うことがあります。
希望される場合はご相談ください。(医師の許可が必要となります。)

- ・ 飲酒・喫煙

飲酒 医師の許可が必要になります。
喫煙 施設内全館禁煙とさせていただきます。

- ・ 設備・備品の利用

指定の場所で注意をして正しくご利用ください。
備品等の持ち込みはサービスステーションに事前にご相談ください。

- ・ 金銭・貴重品の管理

現金、通帳、カード類、貴金属等の貴重品の持ち込みは原則としてお断り致します。

- ・ ペットの持ち込み

ペットの持ち込みはお断り致します。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。
食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

5. 非常災害対策

防火避難訓練が適宜ありますのでご協力ください。

- ・ 防災設備 スプリンクラー 消火器
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の方の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はお断りしています。

7. サービス内容に関する苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

各階に備え付けております意見書箱の「みんなの声」もご利用できます。

相談・苦情担当

小鍋 敦志(支援相談員)

電話 0942-33-1276

ご利用者・ご家族さまからの苦情について

事業者又は事業所名	久留米総合病院附属介護老人保健施設
提供するサービス種類	介護老人保健施設 短期入所療養介護(介護予防を含む) 通所リハビリテーション(介護予防を含む)

措 置 の 概 要													
<p>1. 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置</p> <p>・相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継いでいます。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(電話番号)</td> <td style="width: 35%;">0942-33-1211</td> <td style="width: 35%;">(FAX) 0942-31-3551</td> </tr> <tr> <td>(担当者)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談窓口</td> <td>支援相談員</td> <td>小 鍋 敦 志</td> </tr> <tr> <td>(副任)</td> <td>看護師長</td> <td>田 代 綾 子</td> </tr> </table> <p>・上記相談窓口及び処理体制等については、施設内に掲げるとともに、サービス利用開始の際に利用書及び家族に文書を配布し周知を図っています。</p>		(電話番号)	0942-33-1211	(FAX) 0942-31-3551	(担当者)			相談窓口	支援相談員	小 鍋 敦 志	(副任)	看護師長	田 代 綾 子
(電話番号)	0942-33-1211	(FAX) 0942-31-3551											
(担当者)													
相談窓口	支援相談員	小 鍋 敦 志											
(副任)	看護師長	田 代 綾 子											
<p>2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順について</p> <p>・苦情があった場合は、ただちに相談担当者または支援相談員が相手方に連絡を取り、直接伺うなど詳しい事情を聞くとともに、事情確認をいたします。</p> <p>・相談担当者等は、苦情内容、事実確認状況及び対応方針を管理者に報告するとともに、その指示を受け速やかに相談事項の処理を行います。</p> <p>・苦情の内容によっては、関係機関（保健福祉環境事務所、市町村等）に報告を行います</p> <p>・処理結果等は必ず職員全員に対して申し送り等で報告するとともに、文書回覧等により具体的な内容の周知を図り、再発防止を促します。</p> <p>・ 記録を保管し、施設内研修会等に活用するなど再発を防ぐために役立てます。</p>													
<p>3. その他参考事項</p> <p>・当施設は、普段から苦情が出ないようサービス提供を心がけています。</p> <p style="margin-left: 20px;">①毎日申し送り等で確認、月1回の合同会議等で研修を実施します。</p> <p style="margin-left: 20px;">②意見書箱として各階に「みんなの声」の設置をしています。</p>													
<p>4. 公的機関の相談窓口</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">・久留米市健康福祉部介護保険課</td> <td style="text-align: right;">0942-30-9247</td> </tr> <tr> <td>・鳥栖地区広域市町村圏組合</td> <td style="text-align: right;">0942-81-3316</td> </tr> <tr> <td>・福岡県国民健康保険団体連合会介護保険窓口</td> <td style="text-align: right;">092-642-7859</td> </tr> <tr> <td>・佐賀県国民健康保険団体連合会介護保険窓口</td> <td style="text-align: right;">0952-26-1477</td> </tr> </table>		・久留米市健康福祉部介護保険課	0942-30-9247	・鳥栖地区広域市町村圏組合	0942-81-3316	・福岡県国民健康保険団体連合会介護保険窓口	092-642-7859	・佐賀県国民健康保険団体連合会介護保険窓口	0952-26-1477				
・久留米市健康福祉部介護保険課	0942-30-9247												
・鳥栖地区広域市町村圏組合	0942-81-3316												
・福岡県国民健康保険団体連合会介護保険窓口	092-642-7859												
・佐賀県国民健康保険団体連合会介護保険窓口	0952-26-1477												

第三者評価の実施状況について

サービスの第三者評価の実施状況については以下のとおりです。

【 実施の有無 】	な し
------------------	-----

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証等の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用申込者の介護保険証・健康保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、ご本人・ご家族等の希望を十分に受け入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院を必要としない要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な健康管理を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行います。また「生活リハビリ」として施設内での生活全般が生活機能訓練となります。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の方の立場に立って運営しています。

3. 利用料金（利用料金表をご参照ください）

（1）基本料金 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。下記の基本料金及び加算は自己負担割合1割の方の1日あたりの料金です。2割の方は2倍、3割の方は3倍となります。）

	（個室）	（多床室）
・要支援 1	6 3 2 円	6 7 2 円
・要支援 2	7 7 8 円	8 3 4 円
・要介護 1	8 1 9 円	9 0 2 円
・要介護 2	8 9 3 円	9 7 9 円
・要介護 3	9 5 8 円	1 0 4 4 円
・要介護 4	1 0 1 7 円	1 1 0 2 円
・要介護 5	1 0 7 4 円	1 1 6 1 円
サービス提供体制加算（I）		2 2 円
夜勤職員配置加算		2 4 円
療養食加算		8 円（1回）
送迎加算	片道	1 8 4 円
個別リハビリテーション実施加算		2 4 0 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）		5 1 円

- *別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施
 - 介護職員処遇改善加算として所定単位数の1.6%を加算
 - 介護職員特定処遇改善加算として所定単位数の2.1%を加算
 - 介護職員等ベースアップ等支援加算として所定単位数の0.8%を加算

(2) その他の料金

- ① 食費（1日あたり） 1,700円（朝食:450円 昼食:600円夕食:650円）
 （ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
 - ② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）
 - ・従来型個室 1,728円
 - ・多床室 437円
 （ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- *上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用料金表）をご覧ください。
- ③ 特別な室料（個室のみ）（1日当たり） 1,205円
 - ④ 特別なメニュー おやつ:（10時）100円 （15時）200円
 - ⑤ 日常生活品費（1日あたり） 400円
 - ⑥ 理美容代 実費（カット 1,800円～）
 - ⑦ その他（利用者の方が選定する特別な食事の費用、教養娯楽費等）は、実費になります。

利用料金の詳細については料金表を用意しておりますので、ご請求下さい。

(3) 支払い方法

- ・毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座引落及び口座振込または現金での窓口支払のいずれから入所契約時にお選びください。

4. 入所に必要なもの

	介護保険被保険者証		後期高齢者医療被保険者証		負担限度額認定証
	利用契約書		利用同意書		普段着
	寝間着		下着類		義歯入れ
	入浴袋		ティッシュペーパー (個人用)		はきなれている靴（
	内服薬				

- ・以上の衣類、日用品、履き物には名前を必ず記入してください。
- ・衣類はタンスの中に取り出しやすいように収納してください。

入浴袋=入浴時に更衣をいたしますので

「下着類 寝間着 ビニール 袋」を入れて入浴の準備をお願いします。

入浴袋…縦45cm×横45cm程度の布袋を準備し、右下に名前を記入してください。

5. 洗濯について

- ・衣類の洗濯はできる限りご家族の方でお願いします。

久留米総合病院附属介護老人保健施設における 医療について

(他科受診のお約束)

標準的な医療行為は当施設「久留米総合病院附属介護老人保健施設」が担当し、より専門的な診療は、併設医療機関（久留米総合病院）・協力病院（堀川病院）・協力歯科診療所（豊田歯科医院）との連携のもと、施設からの依頼により行われることとなっています。

**** 今までの「かかりつけ医」との関係 ****

今までの「かかりつけの医」との関係は、入所中は **お休み** です。

必要時は施設よりご依頼します。（“依頼状”をお渡しします）法令上、「かかりつけ医は、入所中に“依頼状”なしに診療・検査・投薬・処方箋の交付等をしてはいけない」ことになっています。かかりつけ医に迷惑をかけることとなりますので、施設の依頼なしに無断で受診や投薬を受けることはおやめください。

外出・外泊時の医療機関受診の注意点

法令上、外出・外泊時も「治療等は入所中の施設管理」となります。外出・外泊（特に、日曜日や祝日、夜間時）でも一般の医療機関の受診には、施設からの“依頼状”が必要です。

医療機関の受診の際は、外出・外泊時もまず、
久留米総合病院附属介護老人保健施設まで必ずご相談ください。

老健事務室 0 9 4 2 - 3 3 - 1 2 7 6 （直通）

3階療養棟 0 9 4 2 - 3 3 - 1 3 3 0 （直通）

4階療養棟 0 9 4 2 - 3 3 - 1 3 4 3 （直通）

* 3階・4階療養棟は24時間体制ですが、夜間時には3階療養棟へご連絡ください。

個人情報の利用目的

久留米総合病院附属介護老人保健施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供